

# 消防法による命令の公告

対象物の所在地 福岡市城南区七隈二丁目 18 番 24 号

対象物の名称 セレーネ城南

命令を受けた者の氏名 西嶋 一郎

上記対象物については、消防法第 17 条第 1 項違反と認めるので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

## 記

### 命令事項

以下の事項について、平成 31 年 3 月 1 日までに、履行すること。

- 対象物西側の 1 階の住宅用消火器は適応外のため、消防法令に定める技術上の基準に従い、適応する消火器を設置すること。
- 消防法令に定める技術上の基準に従い、対象物東側及び西側の 2 階に消火器を設置すること。
- 削除(平成 31 年 3 月 4 日改修確認)
- 消防法令に定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備の機能不良を改修すること。
- 消防法令に定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備の受信機の付近に警戒区域一覧図を備えること。

平成 30 年 12 月 25 日

福岡市消防局長

山下 周成